

# 広島県社会福祉審議会条例

平成十二年三月二十七日条例第七号

(趣旨)

**第一条** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき広島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営に関してはこの条例の定めるところによる。

(組織)

**第二条** 審議会は、委員三十五人以内で組織する。

(委員の任期)

**第三条** 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を代行する委員)

**第四条** 審議会の委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき又は委員長がやむを得ない事由によりその職務を行うことができないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

**第五条** 審議会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員長は、臨時委員を審議会に出席させることができる。この場合において、前二項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。

(専門分科会)

**第六条** 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長（以下「会長」という。）を置き、その専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 第四条の規定は、会長について準用する。

5 審議会は、その決議により、専門分科会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

(部会)

**第七条** 審議会は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。次項において「政令」という。）第三条に定めるところによるほか、その定めるところにより専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、政令第三条の規定により設置する部会については、この限りでない。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 第四条及び前条第三項の規定は、部会長について準用する。

5 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

(庶務)

**第八条** 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

**第九条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この条例の施行の際現に広島県地方社会福祉審議会の委員又は臨時委員である者は、それぞれこの条例の施行の日に審議会の委員又は臨時委員として任命されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、第二条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までとする。

(広島県児童福祉審議会に関する暫定措置)

**第三条** 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条第二項の規定に基づき広島県児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）を置く。

2 児童福祉審議会の委員長は、会務を総理する。

3 児童福祉審議会の委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき又は委員長がやむを得ない事由によりその職務を行うことができないときは、副委員長がその職務を代行する。

4 児童福祉審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

5 第四条、第六条（第一項及び第二項ただし書を除く。）、第八条及び第九条の規定は、児童福祉審議会について準用する。

**第四条** この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正前の児童福祉法第八条第二項の規定により置かれている児童福祉審議会の委員である者は、この条例の施行の日に児童福祉審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、平成十三年三月三十一日までとする。

**第五条** 附則第三条の規定は、平成十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

**附 則**（平成一二年七月六日条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

**附 則**（平成一二年一二月二一日条例第四一号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成二〇年三月二五日条例第六号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年三月二六日条例第一九号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**（令和三年一〇月一四日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。